

支援条例 ケアラー 長崎県

ご存じですか

家族の介護等を行うケアラーが、誰にも頼れずに孤立したり、心身が疲弊してしまうことが問題となっています。

「家族が介護するのは当たり前」との意識に縛られて、ケアラーは、自分でも気づかないうちに孤立・疲弊してしまいがちです。

身近に支援が必要なケアラーはいらっしゃいませんか。

大切な人と安心して暮らせる長崎県

少子高齢化や核家族化などが原因で、家庭の人手は少なくなり、個々人にかかる介護等の負担は以前より大きくなりました。県では、ケアラーを支援する条例を全議員提案で制定しました。社会全体で支える仕組みの構築に取り組んでまいります。

ケアラー

無償で介護や看護、日常生活の世話などを行う人。見守りや子どもが兄弟の面倒を見る場合も含み、「介護者」より広い概念。

障害者介護



認知症介護



老老介護



ヤングケアラー

18歳未満のケアラー。一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。



【長崎県議会 HP条例本文】

令和4年10月制定／令和5年4月施行

